

地域社会福祉の増進に

横芝で関係者が研究会

県および郡社会福祉協議会長から社福事業実施状況を主催の町村社福相互視察研究会が、二月十日横芝町役場で開催され、郡内各町村から役場の担当課長、民生委員総務など三十余名と、山武支庁長、県社福組織部長ほか五名が講師または助言者として出席されました。

この催しは、各町輪番で会場を受持ち、当番町村の事例発表を中心にして研究討議を重ねていこうというもので、今回が第一回の会合でした。先ず、押尾住民課長から町の福祉施策についてその概況を、市原社福会

説明して討議研究を行いました。



写真は社福の視察研究会で
挨拶する山武支庁長

国保の保険証を更新

四月一日から桃色のものに

一日現在の世帯状況を基にして計算されるからです。

なお、転出、転入、出生、死亡、社会保険に加入または脱退したような場合、つまり世帯員に異動変更があつて被保険者証の記載事項を訂正す

ます。従つて古い保険証は新しいのと引かえに役場へ返していただくことになります。新しい保険証は目下作成中

四月一日から国民健康保険の保険証が更新されます。新しい保険証は桃色になり、番号も變るので、これまでの黄色の保険証は使えなくなります。従つて古い保険証は新しいのと引かえに役場へ返していただくことになります。

ですからでき上り次第お届けしますが、若し古い保険証に書いてある世帯員に異動や変更がありましたら、新しい保険証を持つて必ず期限内に手続きをして下さい。このことは、保険税にも関係があります。というのは保険税は四月の保険証もご持参願います。

各町村出席者から活潑な質問や意見の開陳があり、これに對し県、郡の助言者から適切な回答がありました。

明快な指導助言があつて、午前十時から午後四時までミッテリと協議、研究し、多大の成果をおさめました。

現在の横芝町社会福祉協議会は、行政に依存する度合が高く、自主的な活動は消極的であるので、更に住民一般の認識を高めるとともに、その理解と協力とによって早急に改組改革を行い、住民の中に根を張った民間団体としての体制を整えて、行政施策と表裏の関係を保しながら、積極的に、福祉に欠ける状態を究明してその解決を図り、明るく住みよい地域社会の実現に努めなければならないと考えられています。

**國保運委かわる
会長は藤城顕義氏**

国民健康保険運営協議会の委員が任期満了したため、一月一日付で新たに委嘱替えされました。

この協議会は國保事業の運営に関し、町長の諮詢に応じ、または自主的な協議を行なう機関で、被保険者の代表、国民健康保険医師及び歯科医師の代表、公益代表のそぞれ三名の委員で構成されています。

新しい委員の顔ぶれは次のとおりです。（敬称略）

会長	藤城顕義
委員	平山清
会員	押尾猷一
会員	鈴木定夫
会員	野村義寿
会員	越川薰
会員	渡辺喜昌
会員	勒夫
会員	笹木金次郎

税金が減免される

資産買換えの特例

土地や家屋などの資産を売った場合は、その譲渡益に対して所得税や町県民税がかかりますが、次のような場合に

は「居住用財産の買換えの特例」の適用を受けられます。

次に「事業用資産の買換えの特例」について説明します

と、この特例も居住用財産の買換えの場合と同じように

買取た年の翌年（工場移転など特別の場合には更にその翌々年）の十二月三十一日までに、代りの特定の資産を取得し

①個人が事業用として使っている特定の資産を売却すればよいのです。

②売却した年の翌年（工場移転など特別の場合には更にその翌々年）の十二月三十一日までに、代りの特定の資産を取得し

③その取得した日から一年以内に事業用に使用し

④税務署に所定の手続きをする

⑤売却した年の翌年（工場移転など特別の場合には更にその翌々年）の十二月三十一日までに、代りの特定の資産を取得し

⑥売却した年の翌年（工場移転など特別の場合には更にその翌々年）の十二月三十一日までに、代りの特定の資産を取得し

⑦その取得した日から一年以内に事業用に使用し

⑧税務署に所定の手続きをする

⑨その取得した日から一年以内に事業用に使用し

⑩税務署に所定の手続きをする

⑪その取得した日から一年以内に事業用に使用し

⑫税務署に所定の手続きをする

⑬その取得した日から一年以内に事業用に使用し

⑭税務署に所定の手続きをする

⑮その取得した日から一年以内に事業用に使用し

**国をささえる若い力
陸 海 空
自衛官募集**

詳細は役場企画課まで

国をささえる若い力
陸 海 空
自衛官募集

詳細は役場企画課まで